

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正（令和3年5月28日公布、令和4年2月20日施行）により、申請に対する審査事務に係る手数料について改正する。

(2) 主な改正内容

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正によるもの

○共同住宅の認定方式の変更

建築前に分譲事業者が認定申請し、引渡後に各住戸の区分所有者がそれぞれ変更認定を受ける仕組みから、建築前に分譲事業者が認定申請し、引渡後に管理組合の管理人等が一括して変更認定を受ける仕組みに変更されたことに伴い、当該変更認定の申請に対する手数料を新設する。

3 建築・都市計画・土木関係		
番	内容	額
64の2	管理人等が選任された場合における変更認定申請	1件につき 2,300円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正によるもの

○長期優良住宅建築等計画の認定手続の特例

住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準を一体的に審査することが規定された。これに伴い、長期優良住宅認定制度の審査の一部が変更となったため、手数料の見直しを行う。

3 建築・都市計画・土木関係		
番	内容	額
60	一戸建て 認定申請	新旧対照表参照
61	共同住宅 認定申請	
62	一戸建て 変更認定申請（建物計画の変更）	
63	共同住宅 変更認定申請（建物計画の変更）	

2 施行期日

令和4年2月20日